

Title	続フランスにおける土地所有と領主
Sub Title	Les droits seigneuriaux en France avant la Révolution
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1974
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.67, No.5 (1974. 5) ,p.241(1)- 255(15)
JaLC DOI	10.14991/001.19740501-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19740501-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19740501-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 続 フランスにおける土地所有と領主

渡 辺 國 廣

はしがき  
水車場をめぐって  
池をめぐって  
鳩小屋をめぐって  
獲物をめぐって  
石炭をめぐって

は し が き

自分の土地ながら、そこに安住しようと考えた時、彼は自分の土地といえども、これを領主の支配の下に繰込まなければならない。かくわずらわした代償にと彼は領主のため、いくらかの苦痛をよぎなくされるということになってしまった。<sup>(1)</sup>かかる苦痛のうち、本稿では、自分の土地の上でのことでありながら、領主の支配の下に送込んだ土地という以上、彼がそこで実行不可能になってしまった事柄をめぐり検討してみることにする。

自分の土地の上のことながら、領主の前にこの土地を差出してしまったという以上、もう彼はそこに、水車場を設置することができなかった。もし彼が水車場を必要とする場合には、くだんの領主が提供する水車場の使用を強要されていた。それだけに領主は、水車場をめぐり勝手ができたというわけだ。これでは、水車場の使用を強要される側の不満が高まるのも当然であろう。挙句の末、領主といえども、局面の打開をはかる必要に迫られるということになってしまった。以下の水車場の項では、ここまでいたる経過が説明される。しかしまた、自分の土地の上ながら、領主の傘の下にこの土地を差出してしまっていれば、もう彼はそこに、池を掘ることができなかった。のみならず、領主がそこに池を掘るといい張る以上、用地として必要なだけ提供しなければならない。し

かし領主のそうした勝手を前に、必要なだけ用地を提供するよう強迫された側といえども、決して沈黙しなかった。領主の勝手をチェックすべく、とにかく皆、懸命である。以下の池の項では、下からの反撃を受け、一瞬だが戸惑う領主のことを伝えてみたかった。続く鳩小屋の項では、自分の土地の上ながら、この土地を領主の支配下に差出してしまったからには、もうそこに彼は、鳩小屋を設営することができないという事態に関連して述べている。配下の誰からも鳩を奪うべく、目的達成のため鳩小屋の設営を禁止するというわけだが、にもかかわらず、配下の者が鳩の糞に寄せる大きな期待を、領主といえども、そう簡単にねじ伏せるということではできなかったようだ。当時の貴重な肥料に、鳩の糞があり、これをめぐる葛藤において、領主が一方的な勝者といえたものでもない。実際いって領主は弱気であった。そしてこの点は、獲物のことをめぐっても妥当する。もちろん、自分の土地の上の獲物のことでありながら、この土地を領主の傘の下に差出してしまった以上、彼がきまってその獲物をわが物にできるとは限らなかった。自分の土地に安住することができれば、もはや彼は自分の土地の上の獲物を領主のため差出すことも辞さないのである。こうした譲歩をいい口実に領主が勝手な注文を出すことになっても、なお領主に対し、自分のあまりの勝手にうしろめたさを感じしめずにはおかない事情があったということ、以下の獲物の項により知ってほしいと思うのである。最後の石炭の項では、地下の資源に対する限り、前出の諸項におけると打って変って、領主がいかに非力であったかを示そうとした。

自分の土地に安住すべく、この土地を領主の傘の下に差出してまで頼りとした領主だったが、領主には、引受けた仕事の重大さにもかかわらず、気負いというのがみられない。そして実はこの事実が、領主を頼りに土地に安住しようとはかった側の思いを遂げさせる大きな要素ともなっていた。託された仕事を前に領主から気負いというものを奪ったのは、王にはかならない。ために本稿では、その随所に王が登場することになってしまった。なお本稿は、同名の前稿の補足<sup>(2)</sup>という積りで書かれた。参照されたい。これらの稿、統稿と共に、私の当面の仕事、「フランス経済史における土地」を仕上げるためのノートということになる。

(1) この間のことを整理して伝えたのが、私の稿、「自主地、分与地、世襲地」と、「利用と所有」。

それぞれ、三田学会雑誌64巻8号と、12号所収。

(2) 三田学会雑誌66巻12号所収。

## 水車場をめぐる

—

土地について所有をまっとうすべく領主のため、所定の負担を終えているにもかかわらず、なお彼にはその土地のなかに、水車場を設置することができなかった。もし彼が製粉の目的で水車場を必要とする場合には、領主の提供する水車場の使用を強要されていた。かかる状況が、遠く革命までフランス全土に深く根を下していた如くだ。とはいえ、場所による濃淡の差は避けられない。

今や領主は水車場を独占し、その使用を配下の者に対し強要しようという。かかる際に領主は、貨幣か現物で使用料を取立てた。大概の場合、現物を取立てたが、率については、例えば、持込まれた穀物の16分の1というのがせいぜいのところ<sup>(1)</sup>。かかる権益でも、それを守るため領主は、配下の者が勝手に水車場を設置することを禁止している。この措置を、土地にいかにか長くどまる者であっても、踏越えることはできなかった。ただ若干の場所により、土地について世襲を認められた者のため、水車場の建設を許しているというだけのことであった。

(1) これは、Poitou でのこと。COUTRIER J., *La préparation des Etats généraux*, p. 307 から。

二

自身が持つ水車場を強制使用させることに領主は、支配者の面目を賭けた。これほどの水車場でも、領主自身がそれを、直接に管理していたというわけではない。領主は管理を他の者に依託し、賃貸料を頂戴することにしてた。賃貸料は、水車場が領主のためもたらすべき使用料を、カバーするものでなければならない。もはや高い賃貸料ということになっても、避けられないところといえよう。賃借料が高いにもかかわらず、領主から管理を依託された者は、管理を依託されたのをさといわい、儲けようとした。領主に対し高い賃借料を払った上、なお儲けようということであれば、不正手段に訴えるほかないわけだ。事実そうした不幸な事態が続いた。例えば、極端なピンはね<sup>(1)</sup>。それからまた、不純物の混入による水増し<sup>(2)</sup>。今やこれらが日常茶飯事と化していた。彼は不正を働くべく、もう手段を選ばない<sup>(3)</sup>。かかる以上、水車場の使用を領主により強要されていた配下の者の反発が高まって、当然であろう。その挙句、水車場の管理者を、窃盗呼ばわりするところも出た<sup>(4)</sup>らいた。

こうした反発を鎮静せんものと領主は、水車場の管理を依託した者に対し自粛を呼びかけることになった。かかる際に求められた第一は、秤が正確なこと。それに続いては、1. 預かった穀類を胡

魔化し、自家用の餌に転用するといけないから、豚、鶏、鳩を飼わないこと、2. 引受けてひいた粉に混ぜるといけないから、ぬか、二番粉を持ってはならない、3. 自分のところに、パン焼場を設けないこと。しかしこれらの命令は守られなかった。そしてこのことが、水車場の使用を強要された側の不満を、一段と大きなものにする原因となっていた。水車場に出向く際、誰も相当の欠損を覚悟しなければならないといった状況のなかで、水車場の管理を領主から依託された者に対する不信感は深まるばかりであったのである。

とはいえ、こうした不信感が高じ、領主が水車場を独占すること自体を疑問視するまでにはいたらない。水車場の使用を強制された者はただ、諸悪の根源が、高い賃貸料にあるとみた。彼によれば、賃貸料が高いため、これを何とか工面しようと、不正がはびこるわけで、ひたすら彼は領主に向かい、水車場の管理を他に依託する際の賃貸料の引下げを懇願するばかりであったのだ。

- (1) その一端を、COUTRIER, p. 307 にみよ。正規の率は、持込まれた穀類の16分の1ということだったが、勝手にこれを引上げ、14分の1、12分の1、10分の1、6分の1、そして挙句は、4分の1、3分の1。これは Poitou でのこと。
- (2) これと関連しては、その一端だが、SÉE H.E., *Les Classes rurales en Bretagne, du XVI<sup>e</sup> siècle à la Révolution*, 1906, pp. 184-185 のほか、DE LA MONNERAYE, *Le Régime féodal et les classes rurales dans le Maine*, N.R.H.D. 1921 参照のこと。
- (3) HOFFMANN, *L'Alsace au XVIII<sup>e</sup> siècle*, III, p. 29 et suiv. の指摘。
- (4) LEFEBVRE G., *Les Paysans du Nord pendant la Révolution française*, 1927, p. 133 の証言。

### 三

知られる如く、領主は水車場を独占し、その使用を配下の者に対し強要し続けていた。領主によるそうした行為を、領主たる者にもともとそなわったものとみる地方があった。フランスの西部においてそうだが、こうした理由づけの下、フランス中いたるところで、かかる勝手に領主のため許されていたというわけのものではない。それどころか逆に、パリを中心としては、領主によるかかる強要を、領主と配下の者との間の協定に由来するものとみなしていた。そして、こうした協定が結ばれたについては、解放の代償という。水車場使用の強制だが、領主によりその配下の者に対しこれが押しつけられた時、解放の条件とみるわけだ。しかし通例は、土地について所有の確認を得るため領主と結んだ協定のなかに含め、領主の水車場について使用が強要されるということになっていた。いずれにせよ、証文が取交わされており、領主の水車場について使用を強要される時、納得の上でのことであったといわなければならないだろう。しかし証文がない場合、25年間も引続き、領主の水車場について使用が強要されているということであれば、そこでおこなわれていることを、崩すわけにはいかなかったのである。

もはや水車場使用の強制をめぐって、いつも領主が勝手に振舞い得るといふのと違う。それどころか、極端な場合、領主が水車場について使用を強要しようという時、王の許可を必要とした。加えて、王の許可を取りつけるため、何がしかのものを王のため、差出すことを義務づけられていた。<sup>(1)</sup>もはや領主たる者、水車場の掌握者たるの地位から追落されたとみて差支えない。かわって王が、水車場については掌握者となった。今や領主は、水車場を放棄したわけだ。領主のこうした弱腰は、水車場の建設を配下の者にまかせ、もし建設費に不足があれば、領主が援助しようというだけのことで終わっている場合が散見できることから察知できよう。しかしこれはごく例外的なことに属し、水車場の設置をめぐっては依然として領主が、強い影響力を持っていた。

- (1) この点は、PRATE J., *Le Droit d'eau et de vent en Flandre, en Hainaut et en Cambresis*, pp. XXVI et suiv. を参照。

### 四

領主により使用を強制されたのは、単に水車場だけに限らない。ほかに鍛冶場、屠殺場があったが、これらについては、18世紀にはいけば、そうした強制もまれになっている。またパン焼場も早くから使用を強制されてきたものだが、多くのところで領主はこうした強制を解除し、パン焼場を払下げてしまった。<sup>(1)</sup>同じく使用を強制されていたものに圧搾所があったが、ぶどう地帯では、必要な数だけ設置できないという経済的な理由から領主は、圧搾場について独占的態度を続けることを断念してしまっている。その代償にと領主は、場所によって、ぶどうの収穫量に応じて税金を召上げることにしていった。<sup>(2)</sup>ぶどう地帯ならずとも、すでに圧搾場に対する使用の強制はまれなことになってしまっている。<sup>(3)</sup>

- (1) この点、LEFEBVRE, p. 131 に。
- (2) HOFFMANN, III, p. 31 の指摘。
- (3) DE LA MONNERAYE, p. 419 の評価。

### 池をめぐって

土地について所有をまっとうすべく領主のため、所定の負担を終えているにもかかわらず、なお彼にはその土地のなかに、池を掘ることができなかった。ただごく限られた場所で、池を掘ることができたが、そうした場合も、領主の了解を必要とした。

池に対し、領主はかくも執着した。その挙句、池を掘ることを、領主自身の手で独占しようと考えた。多くのところで目的が達せられ、これをいいことにやたらと領主は、池を掘ろうといい出した。そして彼は、これに必要な用地の提供に応ずるよう、配下の皆の者に呼びかけるのであった。領主支配の下に組込まれた土地のなかに、領主のほか、もはや誰一人として池を掘ることができないばかりか、もし領主がそこに池を掘るといふ張る以上、用地として必要なだけ提供しなければならないことに、配下の者は誰一人も、今は、異議を申立てられない。もっともかかる勝手を強行できるのを、ごくまれに、裁判領主に限定できたところもあったが、通例の場合は、領主のそうした勝手に直面し、注文を持出すのがせいぜいのところであったのである。かかる注文の一つは、池の土手を構築するに必要な土について、これが領主のもでなければならないということ。そして第二に、取用分について、これときっかりの代替地を用意すること。領主の勝手をチェックすべく、とにかく皆、懸命なわけだ。しかし池をめぐる領主の勝手については、依然としてそれもやむを得なからうという態度にとどまっていたらしい。

二

領主自身が掘った池に限らず、池一般に対する領主の執着には、格別なものがあった。かくまで執着したというのも、池について領主が漁撈権を設定し、これを賃貸することに、収入源を見出したからにはほかならない。事実において漁撈権の賃貸で、領主はところにより、かなりの収入を得ていた如く<sup>(1)</sup>。一般に、漁撈権を賃貸するに際し領主は、自治体を介した。領主から賃借した漁撈権を自治体は、自治体に属する者に対し転貸した。しかし転貸を受けた者が池から釣上げることのできる限度は、自家用消費の限度内に抑えられていた。もっとも自治体のなかには、領主から賃借した漁撈権を自治体に属する者に公開せず、自治体に属する者のためこれを、自治体の手で管理するところも<sup>(2)</sup>あった。

こうした漁撈権に対してだが、領主の配下の者の反発は少ない。ただ漁撈権を賃借している者がその行使に際し、作物を荒らすことに対し不平が少々出たというくらいであった。という時、しばしば領主により漁撈権が、配下の者のため無償で公開されていたことがさいわいしたのである。しかし反面、領主は違反に対し嚴罰で臨んだ。

(1) Bretagne でのこと。この点、S&E, p. 154 から。

(2) Alsace の場合。HOFFMANN, III, p. 437 参照。

三

知られる如く、池に関する限り、漁撈権は領主の独占するところ。しかし川のうち、舟や筏を浮かべることができる川については、この点が通用しない。かかる川に対する漁撈権は王に属した。もっともまれに、そうした川についても、領主による漁撈権の独占という事態がみられ<sup>(1)</sup>はする。一般的にいつて、舟や筏を浮かべることのできない川に限り、漁撈権は領主の独占するところ。しかし場所によっては、かかる独占権を裁判領主にだけ限っていた。

(1) Bretagne で、そう。S&E, p. 155 の指摘。

鳩小屋をめぐる

一

自身が支配している土地の上でありながら、領主といえども勝手に、鳩小屋を設営することができなかった。鳩小屋を設営するについては、いろいろ面倒な規制があった。

鳩小屋の設営をめぐる、事実、面倒な規制が続いた。というのも、当時の貴重な肥料に、鳩の糞があり、誰もがこれをほしかつたけれど、反面、鳩により作物が荒されるということを考えなければならなかったためであった。この間に何とか調整を見出そうと領主は、悪辣にも、配下の誰からも鳩を奪うべく、目的達成のため鳩小屋の設営権を独占しようとしたが、配下の者が鳩の糞に寄せる大きな期待を、そう簡単にねじ伏せるということはできなかったようだ。

二

肥料として貴重な糞をもたらす鳩であったにもかかわらず、鳩が作物を荒すということについては、十分警戒しなければならなかった。かかる事情から、すべての者のため、鳩小屋の設営を認めるといふわけにもいなくなってきた。もはや領主すら、その例外ではないのである。

現に、パリの慣習に従うところでは、鳩小屋を設営することができる領主を、限定していた。第一に、裁判領主であった。しかし裁判領主であれば、自動的に、鳩小屋を設営することができるというわけのものでもない。裁判領主であって、鳩小屋を設営できるためには、その支配下に、家産税を徴収できる土地を擁し、なおほかに、50アルパンの直轄分を所有する者でなければならなかった。もはやすべての領主が、鳩小屋を勝手に設営できたというものでもない。そこに、きつい限定

があった次第だ。知られる如く、直接的にせよ間接的にせよ、何がしかの土地を掌握しているという事だが、鳩小屋を領主が設営する際、これがきめ手になっていた。領主により何がしかの土地が掌握されていれば、作物に対する鳩の害が他に波及するのを防止できようというのであろう。そしてパリの慣習では、この点が満たされれば、領主ならずとも、広く、鳩小屋の設営を認めようという。かかる際の判定規準だが、鳩小屋の設営地近くに、50アルパンの土地を所有していることだが、鳩小屋を、領主にまねて大仕掛なものにしてはならない。

鳩による害ということに対してだが、パリの慣習に従うところに限らず、慣習によるところでは、格別に重視していた。むしろ鳩の害を最少限に抑止可能な状況にあるかどうか、鳩小屋を設営できる領主の必要な資格とみなされなければならないという。こうしたなかで、鳩小屋の設営に際し、裁判領主であることを優先的に考えようということを否定するところすら現われた。しかし鳩小屋の設営をめぐることは、土地について支配権を行使する領主であっても、勝手に振舞えたというわけではなく、ところによっては、設営できる鳩小屋の規模に制限が加えられていた。こうした制限がなくとも、領主として鳩小屋を設営できるため、鳩小屋の設営地の近くに、300ジュールノーの直轄分を所有していることが条件であった。もはや簡単に、鳩小屋を設営できない。さらに加えて、領主が鳩小屋を設営するについて、裁判領主の許可を前提としているところすらあった。

### 三

知られる如く、領主といえども、鳩小屋に関する限り、勝手に振舞えない。もっとも成文法による地方では、鳩小屋を設営するについての規制が、慣習による地方におけるよりもゆるやかであった。今や領主の支配下にある者であっても、自分の土地の上ならば、裁判領主が許可する以上、鳩小屋を設営することができた。従って領主であれば、自動的に、鳩小屋を設営することができたわけだ。場所によっては、これよりもっとゆるやかで、領主の支配を受ける者が鳩小屋を設営するについて、裁判領主の許可を必要としない。領主の支配下にありながら誰も、自分の土地の上に、鳩小屋を設営できた。ただその場合、領主の鳩小屋と違い、大仕掛のものというわけにはならなかった。しかしまた、鳩小屋の設営について、規模すら規制しないというところもある。

もはや鳩小屋を設営できるのを、単に、領主に限定しないばかりか、設営する鳩小屋の規模についてすら、今は、制限がないのである。こうしたなかで、領主の配下にいながら、大規模な鳩小屋を持つ者すら現われた。<sup>(1)</sup>しかし誰にもこうした勝手が許されていたというわけではない。9ポエニ以下に経営については、王の許可がない限り、そこに、鳩小屋の設営を禁止していた。しかしこの規制は守られなかった。鳩小屋の増加から、作物に対する鳩の害は拡大した。広域的な予防措置をめざし、領主は王の登場を願ったというわけだった。

(1) この模様は、LEFEBVRE, p. 135 ㄱ。

### 四

鳩小屋の設営をめぐることは、知られる如く、作物に対する鳩の害の防止ということが重視されていた。目的達成のため、いろいろ面倒なことがいわれてきたわけだが、現実には、鳩小屋はやたらと増えていった。領主で、いくつもの鳩小屋を設営するという場合も多かった。<sup>(1)</sup>

こうしたなかで、鳩によって作物が荒されるといふ不安が高まっていった。そして被害が現実になった時、鳩小屋に対する強い反発が起った。なかには、鳩小屋の早急な撤去を求める場合すらあった。<sup>(2)</sup><sup>(3)</sup>

(1) 例えば、SÉE, p. 156 の指摘。

(2) この一端を、COUTURIER, p. 308 ㄱ。

(3) HUBRECHT G., *Le régime seigneurial dans la région sédenaise*, Ann. hist. de la Rév. Fr., 1937, p. 11 参照。

### 獲物をめぐって

自分の土地の上で出会わした獲物を、彼は捕獲することができたか。その可否は、自分の土地を領主の支配下に送込む<sup>(1)</sup>について彼が領主と取交わした条件いかんにより左右された如くだ。自分の土地の上の獲物のことだからといって、彼がきまって捕獲できるというわけのものでもなかった。

自分の土地に安住するについて、領主によりそこで自主的に振舞っていいとされているにもかかわらず、なお彼には、この土地の上で獲物を捕獲することができない。獲物を捕獲できたのは、この土地を管轄の範囲下に置く裁判領主だけであった。自分の土地の上で獲物と出会わした時、この土地について領主から自主的に振舞っていいとされていながら、もはや彼には、その獲物に手を下すことができなかつたのである。自分の土地の上の獲物のことでありながら、彼はこの獲物を前に引下らざるを得なかつたわけだ。

自身の土地について、世襲できるという条件により安住の了解が領主との間で得られている者もまた、自分の土地の上の獲物を捕獲することができない。かかる土地の上で獲物を捕獲することができたのは、この土地を支配下に繰込むに際し世襲できるという条件を、相手のため呑んだ領主と、この土地を自己の管轄の範囲下に置く裁判領主に限られていた。しかし獲物を捕獲できたこの二者が、獲物を捕獲する権利において、同列であったというわけのものでもない。フランスの大部分に

において、差出された土地のため、世襲できるという条件を相手に対し認めた領主が、この同じ土地を管轄の範囲下に置いた裁判領主よりも、かかる土地の上で獲物を捕獲するという点については、優位に立っていた。その証拠に、裁判領主の場合、獲物を捕獲することができるのは、裁判領主自身に限定されていたのに対し、前者では、この権利を、彼の子供、彼の友人、彼の召使にまで開放していた点を挙げることができようか。

しかし自分の土地のため、領主から分与されたという理由のため、領主に対しそれ相応のものを差出している者であれば、前の二つの場合と違い、彼はその土地の上で獲物を捕獲することができた。分与したという条件の下、この土地について何がしかのものを召上げてしまっている領主には、その土地の上で獲物を捕獲することができなかつた。領主はかかる権利を、分与という条件により自己の支配下に組込んだ土地に関する限り、分与を受けたということを条件として自分の土地に安住を願う者のため、手放してしまったわけだ。とはいえ領主は、どんな獲物でも捕獲していいとはいっていない。兎は例外で、分与するという条件の上で支配下に組込んだ土地の上の兎に関する限り、領主はその捕獲を禁止しようという。もっとも領主がかかる行動に出たについては、この土地を管轄の範囲下に置く裁判領主の許可があつたの上のことであつた。兎の捕獲について、こうした制限があつたため、兎はやたらと殖えてしまった。その挙句、作物に害が加えられるということになれば、領主は賠償金を支払うことを義務づけられていた。賠償額の決定は、専門の第三者の査定によつた。ともあれ、支配下に組込むに際し分与という条件であっても領主は、この土地を管轄の範囲下に置く裁判領主の許可があれば、たとえ兎に限定されているとはいえ、その土地の上で獲物を捕獲することができたのであつた。注意すべきは、こと獲物に関しては強い発言力を持つ裁判領主であつたが、分与という条件で領主の支配下に送込まれた土地の上の獲物に対してできることといえば、獲物を取上げられてしまった領主のためをおもんばかるという、せいぜいそれだけのことにとどまっていたのであつた。でも領主は、裁判領主の支援を得て兎をわが物とした時、権威を回復できたと感じた。自分の土地に安住すべく、分与という条件でこの土地を領主の支配下に差出した時、彼はその土地の上の獲物についてまで領主から捕獲を認められたものと理解した如くだ。しかし裁判領主は何かこの状況が切崩せればと念じていたのであつた。

知られる如く、自分の土地の上で出会つた獲物について、これが捕獲できるかどうかをめぐつては、彼がその土地について安住するに際し領主と取交わした条件いかに大きく関係してきた。ただ、かかる条件が何であつたにせよ、獲物の捕獲をめぐつては、いつもきまつて裁判領主が顔を出すのである。ところで、かかる裁判領主だが、裁判領主であれば、誰もこと獲物に関し介入していいというわけのものでもなかつた。いくら裁判領主でも、中小の裁判領主は、彼の管轄する範囲内といえども、そこで獲物を捕獲することができなかつたのだ。獲物を捕獲することができたのは、大裁判領主に限られていた。もし中小の裁判領主が獲物を捕獲できるとすれば、同時に領主として

彼に直轄分がある時、そこで獲物を捕獲できるというだけであつた。

(1) この点、私の稿、「自主地、分与地、世襲地」を参照。三田学会雑誌64巻8号所収。

二

自分の土地の上の獲物のことでありながら、彼がきまつてこの獲物をわが物にできるとは限らなかつた。自分の土地について安住することができれば、もはや彼は自分の土地の上の獲物を領主のため差出すことも辞さない。そうした譲歩をいい口実に領主は勝手な注文を持出すことになつた。

かかる注文の一つに、囲い地の上の獲物すら領主のため引渡させようという。領主のそうした勝手に拒否するところもあつたが、大抵のところ領主は思いを貫徹することができた。領主の進出を前に、獲物を引渡す側は大きな屈辱を感じた。しかしさすが領主は自己の行動を法外と思つたらしく、囲い地の上で獲物を捕獲する際には、土地をなるべく荒さないよう、格別の配慮をすることになつた。注文の第二だが、獲物を独占できるため領主は、配下の者が猟犬を持つことを禁止しようという。普通の犬なら飼つてもよく、ただしその際には、ひかがみを切らなければならなかつた。猟犬を持つことができたのは、牧養者に限られていた。領主は配下の者から犬を可能な限り締出すことにより、配下の者が獲物に対し寄せる関心をそぐことができると考えたのであろう。挙句の果て領主は、犬を発見したら、射殺することも辞さないとする。しかしこれには抵抗が多く、実際に射殺した時、領主は賠償金を支払わされてしまった。かかる結着に領主は、それでも獲物を独占し続けていいものか、大いに迷つてしまつた。

領主にしてみれば、獲物をめぐりあまり勝手をしてきたことに、うしろめたさを感じていたのであろう。こうした気持を反映し、ところによって領主は、支配下に組込んだ土地の上の獲物と対した時、絶対的な地位を主張しなくなつてしまつた。支配下に組込んだ土地の上の獲物に対し、今は領主といえども、強い発言力を持つとしない。

事実、地方によっては、領主と並んで自治体はその域内の土地の上の獲物を捕獲することができ(1)た。しかし自治体のなかには、その域内の土地の上の獲物を捕獲するという点を、自治体に属する者に向つて開放しているところもあつた。もっとも自治体がかくするについては、王の許可が必要である。(2)今や王により獲物は、自治体に属する者のため開放されることになつた。とはいえ王は、森の近くの人々に関する限り、獲物の捕獲について別途制限していた。にもかかわらず違反が続いた。これに対し王は鉄砲を没収するという措置に出たばかりか、違反者には体刑すら課したのであ(3)る。

(1) Alsace で、そう。HOFFMANN, III, pp. 120 et suiv. から。

(2) RAMIÈRE DE FORTANIER, *Les Droits seigneuriaux dans la Sénéchaussée et Comté de Lauragais* (15

53-1789), p. 68 参看。

(3) その点, Sée, pp. 150 et suiv. 参照。

三

いずれにせよ、領主はその配下の者の土地の上で獲物を捕獲するという事にかけて、特権的な地位にあった。しかしこうした地位を守ることは、領主にとり至難であった如くだ。という時、領主の前に王が立ちはだかからである。王は領主の進出を制限すべく、王自身の狩猟区を設置するという行動に出たのであった。今や領主の支配下に組込まれた土地でも、王の狩猟区に組込まれた時、領主はその土地の上で、王の許可がなければ、獲物を捕獲することができなくなってしまった。そればかりか、王は作物の収穫がすべて終ってしまった後でなければ、フランス中どこでも、領主といえど、獲物の捕獲を始めてはいけなかった。この違反者に王は、損害賠償のほか、捕獲権の停止と500リーブルの罰金という、厳罰をもって臨むことにしていた。獲物を捕獲できない者に対する王の好意には絶大なものがあつた。

王は領主の進出に苦慮した。獲物をめぐる領主の乱行を目前にした時、王は沈黙を続けることができなかつたわけだ。それも結局のところ、ある時期、王が領主に獲物を引渡してしまつたことに対する反省というにも近いものであつた。獲物を捕獲するという事自体、もとはといえば、王に属するところであつて、今やこれを楯に王は領主の勝手を抑えるべく、懸命に力を振りしぼつたわけだ。しかしなお領主の勝手は続いた。極端な場合、領主は時期をかまわず年中、獲物を捕獲し続けた。<sup>(1)</sup>このため作物が荒され、発狂者も出たほどだ。かかることでは、フランスの各地から、獲物をめぐる領主の乱行に対し苦情が出てきて当然といわなければならぬ。<sup>(2)</sup>

しかし獲物をめぐっては、これを捕獲することから生ずる迷惑だけが唯一のものでもなかつた。獲物を保護するあまり、捕獲が差控えられたことにより起る迷惑というのも見逃がすことはできない。現に、獲物について独占的な地位にある領主が、しばしば捕獲を手控えていた。その結果として獲物はやたらと殖え、このため作物が荒される危険も増大していった。にもかかわらず王が、領主に対し獲物の保護に万全を期すよう命令しているのである。そしてこれが、獲物の増加に拍車をかけるということになつてしまつた。もはや作物が荒されることは必至である。しかし収穫に実際に取り組んでいる者には、これに必要な対策を立てようにも、何らなすすべもなかつた。第一、鉄砲を持つことが禁止されている。そればかりか、作物が荒されないよう、見張りに立つことすら禁止するところもあるという始末であつた。それが禁止されていないところでは、見張りのための出費がかなり高いものについたといふ。こうした状況にたまりかね、なかには立上る者もあつたが、<sup>(3)</sup>一般にはどうかといふと、今となつてはそれでも頼りの王に向かい、獲物の保護をゆるめるよう、

願いを申出るといふのがせいぜいのところであつたのである。

(1) この点は, Sée, p. 153 にくわしい。

(2) その一端でも, DE LA MONNERAYE, N.R.H. 1921, pp. 445-446 によつて知れ。Maine での、こと。

(3) Mauges での、こと。ANDREWS R.-H., *Les paysans des Mauges au XVIII<sup>e</sup> siècle*, 1935, p. 75 から。

石炭をめぐって

一

自分の土地ながら、その上に安住するため、この土地を領主の支配の前に差出した時、彼は何がしかの犠牲を強要された。この犠牲を甘受すればこそ、彼は自分の土地ながら、その上に安住の保証が得られようといふものであつた。

甘受しなければならぬ犠牲の一つに、自分の土地とはいへ、地下の石炭については、これを勝手に採掘できないという点があつた。むしろ地下の石炭は、万人のため開放されたものとみなされ、石炭を埋蔵する土地について支配権を得た領主といへども、地下の石炭を勝手に採掘することができなかつた。それを採掘できるのは、誰彼の別なく、王の許可ある者に限られていた。今や王の許可を得れば、皆が国中のどこでも、採掘可能といふことになつた。採掘は、採掘を希望する者の申出により始つたといふわけである。王はただ、かかる申出を受けつけるといふだけでよかつた。とはいへ王が、石炭の掌握者たることは動かない。

もはや石炭は、誰のものといふわけのものでもない。それをほしいと思ふ者が採掘すればいいといふ代物であつた。土地について安住の保証を得たい時、あれほど頼りとされた領主の力も、地下の石炭にまでは及ばなかつた。領主は地下の石炭のことを、王にまかせ、みずからは手を引いた。そしてついに、現われることがなかつた。他方、まかせられた王とて、採掘したい者があれば、これに対しいささかの異論もぶつけようとしなかつた。石炭をめぐって王は、何とかこの姿勢を貫きければと念じていた。

二

王だけが、石炭については権限があつた。そして、王の前に採掘を申出で、許可を得れば、誰彼の別なく、石炭を採掘することができた。石炭は、文字通り、万人のため開放されていたのであつた。

にもかかわらず、石炭を埋蔵する土地の上に領主により安住の保証を得ている者のため王は、も



し彼が石炭の採掘を希望すれば、ことが有利に運べるよう、特別の配慮をしていた。という時、王が、採掘のため他から乗込んできた者に命じ、採掘したうちから10分の1を、採炭地の上に領主により安住を保証されている者のため還元せしめたからであった。王は、採掘のため他から乗込まれた側のことだけをおもんばかり、ことさらに注意を払ったというわけであろう。

こうしたことに力を得たため、地下の石炭をめがけ採掘に向った者の多くは、その石炭の上に領主から安住の保証を得ていた者ということになってしまった。しかし不幸なことに、かかる者の多くは、採掘のため必要なだけ資金を持っていない。その限り、石炭の採掘に踏切っても、最後がまっとうせるというものでなかる。これでは、彼のため向けられた王の好意も台無しというほかない。それでも王は領主にならぬ、土地といえ、この上に安住を願う者のことを優先させなければならぬと信じていた。かかる王の下、資力あるよそ者が地下から石炭を掘出そうといういかなる試みも封じられることになってしまわなければ、むしろ不思議なくらいというものであろう。

知られる如く、王は、石炭を埋蔵する土地の上に領主により安住を保証された者の立場の強化に手を差出すことになったのであった。しかしこの代償は大きかった。という時、石炭をめぐる王の措置は、土地に安住を願う者の安心感を深める上に役立つことがあっても、地下から石炭を採掘するというため、効果を発揮できなかったこと明白だからであった。今や採炭に有能なよそ者を締め出そうという。王のかかる態度からすれば、石炭の採掘は妨害されるだけのことで終わってしまっているといわなければならない。にもかかわらず、現実には、薪の不足から、石炭に対する需要が増大してきていた。今や採炭の急務なことが叫ばれるにいたった。かかるなかで王は、石炭を万人のため開放するという、もともとの姿勢に徹底し切れなかったことの非に気づくにいたったのである。王としては、地下の石炭を、その上に領主から安住の保証を得ている者の手からすら、完全に引離さなければならない。

### 三

石炭の不足は本格化した。石炭を欠けば、フランスは他の属国に落ちるといふ声すら出たほどであった。

こんな時に王は、地下の石炭をめぐる、この上に領主により安住を保証されている者のため、その採掘に便宜を与えるという状況を守り、挙句の果て増大する石炭需要に対処できないでいることに深い反省を示した。反転して王は、地下の石炭を、万人のため開放できればという、あの当初の立場を前面に押し出すのであった。そしてかかる立場を具体化するに際し王は、地下の石炭に対する干渉をすべて断念することにした。今や王は、採掘を、採掘者の自由な裁量にまかせようという。そして王に対し採掘届を出すだけのことで、石炭の採掘が可能としたのであった。増大する石炭需

要を前に、こうした措置が打出された時、石炭はこれを採掘するだけの資力を持つ者の手に落ちていって当然であろう。適切な採掘者を得て、石炭事情が好転することを、王としては願うだけのことであったのである。王は地下の石炭を放棄したにも似た。

しかし反面、問題は残る。領主により安住を保証されている土地とはいえ、今や地下の石炭は、資力に恵まれた採炭者のなすがままにまかせなければならないのであった。これでは採炭者に乗込まれた側にとり、はなはだ迷惑なことというまでもない。反発が起らなければ、むしろ不思議というものであろう。現に、採掘者の侵入を封ずべく、石炭を埋蔵する土地の上に領主から安住の保証を得ている者は、猛烈な反撃に出た。この点を見越し、採掘を届出制に切替えた瞬間から王は、採掘者に命じ、採炭地の上に領主から安住を保証されている者のため、賠償金を支払ってほしいという希望を示した。こうした希望でも出し得たことは、なお王が、土地について特別な立場にあったことを物語るものであった。王は依然として自身を、土地の掌握者と感じていた。にもかかわらず王は今、地下の石炭について掌握の度合を緩和しようという。そしてこのことは、採炭のため乗込もうというよそ者を勇気づけた。一方、乗込まれた側だが、反撃は強まりこそすれ、決して弱まるということとはなかった。かかる反撃に閉口し、採炭に向った者は一瞬たじろいだ。しかしそのまま後退してしまうようでは、彼の面目は丸つぶれというものであろう。彼の行為は経済的の必要に支えられたものとして、すべてを跳返すほどの力を持っていた。乗込まれた側は王に嘆願し、乗込む側がそう大袈裟な行動に出ないよう頼込むのがせいぜいのところであったが、今や王はそれすら取合えない状況が到来したことを思わざるを得なかった。

という時、王の意中に、土地をただ安住の場と心得る者、土地について資本の活用を第一義と考える者、この両者のうち、今こそ後者に加担しようという決意のほどが力を持ってきたことを反映するものにほかならない。王の加担は、両者の対立において、後者が前者を押切ろうという際、大きな支えになっていた。現に、王の態度の転換と共に、石炭をめがけ殺到するよそ者の数は増したばかりか、その進出ぶりにはすざましいものがあったといわれる。<sup>(1)</sup>かかる事態を別の表現をもってすれば、資本による土地所有の制限ということになる。

(1) Rouff M., *Les Mines de charbon en France au XIII<sup>e</sup> siècle (1744-1791)*, pp. 206 et suiv. の指摘。

(経済学部教授)